

戸田市立児童センターこどもの国、児童センターこどもの国第1学童保育室及び児童センターこどもの国第2学童保育室指定管理者候補者の選定結果について

令和6年7月12日から令和6年8月13日まで募集を行った戸田市立児童センターこどもの国、児童センターこどもの国第1学童保育室及び児童センターこどもの国第2学童保育室指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等については、次のとおりです。

1 戸田市立児童センターこどもの国、児童センターこどもの国第1学童保育室及び児童センターこどもの国第2学童保育室指定管理者について

指定管理者：社会福祉法人さきたま会（既存業者）

埼玉県久喜市上内1446番地1

理事長 竹下 成子

2 指定の期間について

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

応募申請団体数 令和6年8月13日締め切り 1団体

4 指定管理者候補者の選定について

(1) 選定基準

ア 審査基準

- ① 児童センター及び学童保育室の設置の目的が達成できること。
- ② 市民の平等な施設利用を確保することができること。
- ③ 関係法令等を遵守し、適正に施設運営を行うことができること。
- ④ 施設の設置目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- ⑤ 指定管理業務に係る経費が適切な額になっていること。
- ⑥ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ⑦ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

イ 審査項目

- ① 市が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- ② 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
- ③ 市民の平等利用確保への配慮がされているか。
- ④ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。
- ⑤ 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ⑥ 個人に関する情報の適切な取扱いは確保されているか。

- ⑦ 指定管理業務に係る市の指定管理料は適切な額か。
- ⑧ 事業の計画は妥当か。
- ⑨ 環境等に配慮した運営方法となっているか。
- ⑩ その他効果的、効率的な管理運営を行う計画があるか。

(2) 選定委員会の委員

- ・市職員 3名
- ・学識経験者 1名
- ・その他市長が必要と認める者 1名 (計5名)

(3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果

応募者1団体中、1団体を第2次審査対象団体としました。

(4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

○ 審査結果

- ・採点結果

団体名	社会福祉法人さきたま会
合計点	1, 442点

※各委員430点（児童センター225点、学童保育室205点）で5名、2, 150点満点で実施。

※得点率は、委員平均で児童センター150.2点（66.8%）、学童保育室138.2点（67.4%）。

※基準評価値（最低基準）は児童センター112.5点、学童保育室102.5点で、ともに50%とする。

(5) 選定理由

提出された申請書類を選定基準に基づき総合的に審査した結果、基準評価値を超えていた。

また、当施設における指定管理者の実績があるとともに提案内容が適当であり、施設の管理運営を安定的に行える能力を有すると判断した。

5 指定管理者候補者の主な提案内容

(1) 指定管理業務を行うに当たって基本方針

- ①子育て及び地域コミュニティの拠点
- ②子どもたちの安心安全な居場所

(2) サービスを向上させるための方策

ニーズを把握し、速やかに対応すること

(3) 施設・設備の維持管理計画

仕様書に従い適切な財産の管理、施設の清掃、保守点検、修繕を行い、こどもの国を熟知した職員がより良い施設とするため、市と協力しながら必要な維持管理・修繕等を行う。

(4) 管理執行体制

こどもの国として統一性を堅持し、効果的・効率的な管理運営を行うために、児童センター・学童保育室を一体の施設として組織する。

(5) 職員の育成及び雇用

子どもたちに寄り添える人材を採用し、各種研修受講や資格取得を奨励する。児童センターの職員にも放課後児童支援員の資格を推奨し、児童センター、学童保育室間での異動も可能な体制

(6) バックアップ体制

法人として 540 名を超える職員を有し、職員が有している児童福祉に関する資格は多岐にわたり、これらの職員が日常的に助言し、欠員を補充し、イベント時等バックアップを行う。

(7) 児童センター指定期間 5 年間の計画

これまでの運営における取組を継続しつつ、次期 5 年間では地域や学校との連携を強め、地域のリーダー育成のための組織も編成する。また、子育てや子どもたちの相談体制を整備し拡充する。

(8) 学童保育室指定期間 5 年間の計画

複合施設の中にある学童保育室の特性を活かした運営を行っており、その取組を継続する。次期の 5 年間の中で、配慮が必要な児童の保育への取り組み、食育の充実、保育園と連携・交流する企画や児童が自主的に計画するイベントを実施し、児童の自主性を育成する。

(9) 保育園との連携について

児童センター、保育園の相互の会議に出席し、運営状況の共有化を図り、さらなる連携強化により、サービスの質向上に取り組む。